

令和5年度

白山市 産後ケア事業



◆利用できる方

次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ① 白山市民の生後1年未満の赤ちゃんとお母さん。
- ② 親族などから家事・育児等の支援が受けられない方。
※「支援が受けられない方」とは、例えば、実家が遠方・親族が高齢や要介護状態・他界・就労で多忙などがあります。
- ③ 次のいずれかに該当し、保健指導などを必要とする方（ただし、医療行為や入院治療が必要な方を除く）
 - 【1】産後において情緒不安定な状態
 - 【2】産後の体調不良などにより休養が必要な状態
 - 【3】赤ちゃんの養育が難しく、育児指導や支援が必要な状態

◆サービスの内容・種類

- お母さんの身体とこころの健康管理・乳房ケア・授乳指導
- 赤ちゃんの健康管理・育児ケア
- その他必要な相談や指導

種類	利用期間・回数・時間	※市民税課税世帯 利用者負担金（税込）	食事	利用できる施設等
デイサービス型 （通所型）	通算7日 1日5時間 利用時間帯 10:00～16:00	1回：6,690円 ◆多胎児の場合、児1人 につき1,800円加算	なし ◆自己負担で食事が できる施設がありま す	助産院いのちの森 （白山市藤木町）
宿泊型	通算7日（6泊7日） 利用時間帯 入所：10:00～ 退所：～10:00	1日：14,490円 ◆多胎児の場合、児1人 につき2,400円加算 ◆1泊2日で2日分の 料金となります。	なし ◆自己負担で食事が できる施設がありま す	どんぐり助産院 （白山市荒屋町）

※利用料金は、所得に応じて負担があります。

◆利用方法 ～事前の相談が必要です まずはお電話ください～

相談窓口

- いきいき健康課（健康センター松任） 白山市倉光三丁目100番地 電話 076-274-2155
- 鶴来保健センター 白山市月橋町697番地1 電話 076-272-3000